

会員規約

アピレ会（以下、「当会」という。）は当会の定める手続きを完了させた会員が、当会の運営・提供する APIRE CLUB CARD のサービス（以下、「ポイントサービス」という。）を利用するにあたり、以下のとおり「APIRE CLUB CARD 会員規約」（以下、「会員規約」という。）を定めます。

第1条（適用範囲）

会員規約は、ポイントサービスの利用に関して、当会と会員に適用されるものとします。

第2条（会員資格）

1. 会員希望者は、ポイントサービス対象店舗及びインフォメーションカウンター等で会員カードを受け取った後、会員規約に同意の上、当会の定める APIRE CLUB CARD 申込書をポイントサービス対象店舗又はインフォメーションカウンターへ提出、又は APIRE CLUB CARD マイページ・スマホアプリ（以下、「マイページ等」という。）から所定の申し込み手続きを行い、当会のシステムに会員情報が登録された時点で、当該会員希望者の会員登録が完了するものとします。ただし、会員情報の記載漏れがあった場合には、会員登録を完了することができない場合があります。
2. 会員規約に同意いただけない場合には、会員になることはできません。また、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」という。）の構成員（過去5年以内に構成員だった場合を含みます。）及びその関係者、又はサービスの悪用若しくは第三者に迷惑をかける行為を行う者等については、ご利用をお断りしています。
3. 会員希望者が、第12条に定める内容に該当することが判明した場合は、会員登録はできません。また、第12条に定める内容に該当することが判明した場合は、会員登録が完了したときであっても、当会は当該会員の資格を停止又は取消することができるものとします。
4. ポイントサービスは個人を対象としているため、法人は会員となることはできません。
5. 会員証は入会時に会員1名につき1枚発行します。1名が複数の会員証を所持することはできません。また、複数の会員証を統合することはできません。

第3条（ID・パスワードの管理）

1. 会員は、会員ID及びパスワード情報を責任を持って管理するものとします。
2. 会員は、会員ID及びパスワード情報を第三者に使用させたり、貸与、譲渡、名義変更、売買、質入等その他いかなる処分もしてはならないものとします。
3. 当会は、正当な会員ID情報が使用された手続き・操作等については、会員本人が行ったものとみなすものとします。第三者が会員ID情報を使用したことによる損害の負担は会員が負うものとし、当会は一切の責任を負わないものとします。
4. 会員は、会員ID情報が漏洩し、会員ID情報が第三者に使用されていることを知った場合は、速やかにアピレインフォメーションカウンターに連絡するとともに、当会及びアピレインフォメーションカウンターからの指示がある場合には、これに従うものとします。

第4条（会員情報及び会員ID情報の変更）

1. 会員情報又は会員ID情報に変更が生じた場合は、マイページ等にて登録情報の変更手続きを行う、又はアプレインフォメーションカウンターまで申し出るものとします。
2. 前項における変更手続きがなされない場合、必要な連絡及び通知が届かず、ポイント付与等のサービスが受けられなくなることがあります。なお、変更手続きがなされなかったことにより、会員が何らかの損害を被ったとしても、当会はその賠償の責を一切負わないものとします。

第5条（ポイントの付与、ポイント残高の表示）

1. 会員がアプレ全館におけるポイントサービス対象店舗を利用し、レジ精算時に会員証を提示した場合に限り、購入金額又はサービス利用金額に応じて、ポイントの付与を行います。レジ精算時に会員証の提示がない場合は全ての会員特典が受けられません。なお、QRの転写画像及び集約アプリ等では利用できません。
2. ポイント対象店舗において1回の商品購入又はサービス利用時の総額108円（税込）につき、1ポイントが付与します。ただし、無印良品は1回の商品購入総額216円（税込）につき、1ポイントの付与となります。108円（税込）未満（無印良品は216円（税込）未満）の場合はポイントの付与はされません。
3. ポイント対象外の店舗及び商品・サービス等についてはアプレ公式ホームページ（<https://apire.net>）等でご確認ください。
4. 当会、ポイントサービス対象店舗又は他サービスを提供する企業は、ポイント付与条件について、アプレ公式ホームページ等、ポイントサービス対象店舗又は他サービスを提供する企業のWEBサイト等や店頭等で告知するものとします。
5. 当会は、第1項によらず、キャンペーン等によりポイントの付与を行う場合があります。この場合のポイント付与条件は、当会、ポイントサービス対象店舗又は他サービスを提供する企業が、アプレ公式ホームページ、ポイントサービス対象店舗又は他サービスを提供する企業のWEBサイト等や店頭等で告知するものとします。
6. 当会は、ポイント付与条件を事前に会員に通知することなく変更することができるものとします。この場合、会員は、当会の決定に従うものとします。
7. ポイント付与条件を満たしている場合であっても、当会、ポイントサービス対象店舗又は他サービスを提供する企業がポイントが付与することが適切でないと判断した場合は、ポイントの付与を行わない場合があります。この場合、会員は当会、ポイントサービス対象店舗又は他サービスを提供する企業の決定に従うものとします。
8. ポイント残高は、APIRE CLUB CARD WEB サイト等又はポイントサービス対象店舗の商品購入又はサービスの利用時に発行されるレシート等、インフォメーションカウンターにて確認することができます。

第6条（ポイントの有効期限）

ポイントの有効期限は、ポイントの付与月から1年後の月末に無効となります。

第7条（ポイントの利用）

1. 会員は、付与されたポイントを次の各号により利用することができます。ただし、第2条第1項に定める会員情報のシステム登録が未完了の場合、ポイントを利用することができません。
 - (1) 付与されたポイントは、ポイント対象店舗でレジ精算時に申し出ることにより、1ポイント1円分のお支払いに充当できます。
 - (2) 当会の定めるポイントサービス対象店舗における商品購入又はサービス利用時の代金の全部又は一部への充当。なお一部商品・サービスではご利用いただけません。
 - (3) その他、当会、ポイントサービス対象店舗又は他サービスを提供する企業が定める方法
 - (4) ポイントの換金はいりません。

第8条（ポイント譲渡の禁止）

1. 会員は、会員が保有するポイントを他人に譲渡、貸与し、又はこれらに担保を設定することはできないものとします。また、会員は、他の会員が保有するポイントを譲り受け、又は借り受けることはできないものとします。
2. 会員は、他人に代わってポイントの付与を受けることはできないものとします。また、会員は、会員に代わって他人にポイントの付与を受けさせることはできないものとします。

第9条（ポイントの取消・失効・修正・移行）

1. 会員は、ポイントの付与を受けた際に購入した商品・サービスに不備がある場合又は返品する場合、商品購入又はサービス利用時に発行されたレシートとともに会員証を提示するものとし、商品購入又はサービス利用時に付与されたポイント分に対する減算手続きを受けるものとします。なお、減算手続き後のポイント残高がマイナスとなった場合、当会又はポイントサービス対象店舗はマイナス分を1ポイントあたり1円として現金でのお支払いを請求することがあります。
2. 次の各号のいずれかに該当した場合、当該事由に該当した時点で、当該時点のポイント残高の全てが失効し、ポイントのご利用ができなくなるものとします。なお、いかなる理由があっても失効したポイントの再付与は行いません。
 - (1) 第6条に定めるポイントの有効期限を経過した場合
 - (2) 会員が第10条第1項により紛失又は盗難の届け出をした場合
 - (3) 会員が第11条により退会した場合
 - (4) 会員が第12条により会員資格を喪失した場合
 - (5) 第13条に基づきポイントサービスが終了した場合
 - (6) その他当会がポイントを失効させることが適切であり必要であると判断した場合
3. 当会は、修正することが適切であると判断する事情が存在する場合、会員のポイント残高を修正することがあります。
4. 当会は、いかなる理由があってもポイント移行は行いません。ただし、会員証の磁気不良又は破損した場合には、当該会員証と引き換えることで、ポイントの移行手続きをすることができます。

第10条（盗難・紛失）

1. 会員は、会員証を紛失又は盗難された場合は、アプレインフォメーションカウンターまで届け出るものとします。
2. 前項における届け出がなされなかったことにより、会員が何らかの損害を被ったとしても、当会はその賠償の責を一切負わないものとします。
3. 第1項における届け出後は当該会員証は無効となります。届け出後、その場で新会員証の発行はできませんが、新会員証への会員情報の引継ぎ及びポイントの再付与は行いません。

第11条（退会）

1. 会員は随時退会できるものとし、退会に際しては次の手続きを行うものとします。
 - (1) アプレインフォメーションカウンター等に、退会の申請をするものとします。
 - (2) マイページ等から退会の申請をするものとします。
2. 退会時まで付与されたポイントは退会手続き完了と同時に失効するものとします。なお、いかなる理由があっても失効したポイントの再付与は行いません。

第12条（会員資格の喪失）

1. 当会は、会員が以下の各号のいずれかに該当するとき、会員の資格を停止又は喪失させることができるものとします。また、当会は、会員が以下の各号のいずれかに該当する疑義があるとき、当該疑義が解消されるまでの間、会員資格を停止することができるものとします。なお、停止している期間に有効期限が到来したポイントについては、失効するものとします。また、会員の資格を喪失した場合、資格の喪失と同時に、それまでに当該会員に付与されたポイントは失効するものとします。さらに、会員証の発行を受けた会員については、会員資格の喪失と同時に、会員証は無効となるものとします。
 - (1) 会員規約又は当社が別に定める規約・特約等に違反した場合
 - (2) 会員が第11条により退会した場合
 - (3) 会員が反社会的勢力の構成員（過去5年以内に構成員だった場合を含みます。）及びその関係者、又は、サービスの悪用若しくは第三者に迷惑をかける行為を行う者であることが判明した場合
 - (4) 会員が実在しない場合(死亡した場合を含みます。))や、日本国外に居住する場合
 - (5) 会員が過去に会員規約違反等により、会員資格が停止又は喪失されている場合
 - (6) 会員登録手続きの際に当社に届け出た事項に虚偽・誤記又は記入漏れがあった場合
 - (7) 会員が後見、保佐、補助開始の審判を受けており、成年後見人、保佐人、補助人の同意を得ていない場合
 - (8) 不正利用、その他正常でない方法でポイントが付与又は利用された場合
 - (9) その他、当会が会員として不適格であると判断した場合
2. 当会は、当社に届け出た住所、電話番号又は電子メールアドレス等の変更により、連絡が取れなくなった会員についても、会員の資格を喪失させることがあります。
3. 当会は、会員となった日又は最後にポイント残高が変動した日から2年後の月末まで、一切ポイント残高の変動がない会員についても、会員の資格を喪失させることがあります。

第13条（サービスの中断及び終了）

- 1.当会は、次の各号に該当する場合に、ポイントサービスを中断又は終了することができるものとします。
 - (1) ポイントサービスの提供に必要な設備の保守・点検を行う場合又は障害が発生した場合
 - (2) 当会がポイントサービスの中断又は終了を判断した場合
 - (3) その他やむを得ない事情がある場合
- 2.ポイントサービスの中断又は終了に伴って会員に生じた損害その他いかなる不利益について、当会はその賠償の責を一切負わないものとします。
- 3.当会は、ポイントサービスを中断又は終了する場合は、アピレ公式ホームページ等で告知するものとします。ただし、ポイントサービスの中断又は終了が緊急に必要となった場合、その他やむを得ない事情がある場合には、この限りではありません。

第14条（会員の個人情報の取扱いについて）

会員は、当会が別途定めるプライバシーポリシーに同意するものとします。アピレ公式ホームページ (<https://www.apire.net/>) をご確認ください。

第15条（規約の変更等）

- 1.当会は、法令に定める範囲内で、会員規約を変更できるものとします。
- 2.会員規約の変更後は、変更後の内容のみ有効となります。

第16条（問い合わせ窓口）

会員規約、ポイントの付与及び利用ならびに会員情報等についてのお問い合わせ、ご相談は、アピレインフォメーションカウンターにて受け付けるものとします。

第17条（免責事項）

- 1.当会の故意又は重過失による場合を除き、ポイントサービスに起因して発生した会員の損害については、当会はその賠償の責を一切負わないものとします。
- 2.当会がポイントサービスに関して会員に対し損害賠償責任を負う場合、当会が賠償する損害は、通常かつ直接の損害に限るものとし、当会はいかなる場合であっても、間接損害、特別損害、付随的損害、派生的損害、逸失利益、使用機会の喪失による損害についての責は負わないものとします。

第18条（準拠法）

会員規約及びポイントサービスの利用に係る契約の成立、効力、履行及び解釈に関しては、日本法に準拠するものとします。

第19条（紛議解決）

ポイントサービスに関連して、会員と当会との間で発生した問題について解決しない場合には、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 20 条（施行・有効開始日）

会員規約は、日本標準時間 2023 年 3 月 1 日より有効とします。